

# 文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年8月25日(金曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時 8分 散会

## 付託事件

- (1) 令和5年陳情第9号
- (2) 所管事務調査

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情

### (2) 報告事項

- ① 水戸市立小学校, 中学校, 義務教育学校及び幼稚園設置に関することについて (幼児保育課)
- ② 水戸市旅館業法施行に関することについて (保健衛生課)
- ③ 水戸市立石川小学校長寿命化改良工事について (学校施設課)

### (3) その他

## 2 出席委員(7名)

委員長	後 藤 通 子 君	副委員長	藤 澤 康 彦 君
委員	中 庭 由 美 子 君	委員	マ ー サ ー 川 又 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	鬼 澤 真 寿 君
委員	黒 木 勇 君		

## 3 欠席委員(なし)

## 4 委員外議員出席者(5名)

議員	森 智 世 子 君	議員	萩 谷 慎 一 君
議員	田 尻 由 紀 子 君	議員	綿 引 健 君
議員	袴 塚 孝 雄 君		

## 5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
福祉部長兼 福祉事務所長	小 林 秀 一 郎 君	福祉部副部長 兼福祉事務所 副 所 長	田 中 誠 一 君
福祉部 福祉事務所参事兼 福祉指導課長	平 澤 健 一 君	福祉総務課長	櫻 井 学 君
生活福祉課長	國 井 敦 男 君	障害福祉課長	土 屋 勝 君

高齢福祉課長	小林	かおり	君	介護保険課長	高橋	慎一	君
こども部長兼 福祉事務所 担当所長	野口	奈津子	君	こども部 福祉事務所参事兼 子育て支援課長	大久保	克哉	君
こども政策課長	深谷	貴美	君	幼児保育課長	松本	崇	君
保健医療部長	小川	佐栄子	君	保健所長	土井	幹雄	君
保健医療部 保健所参事	大曾根	明子	君	保健医療部 保健所参事兼 保健総務課長	三宅	陽子	君
保健医療部 保健所技監兼 保健総務課長	前田	亨	君	地域保健課長	堀江	博之	君
保健予防課長	大冨	要之	君	国保年金課長	関根	豊	君
教育長	志田	晴美	君	教育部長	三宅	修	君
教育委員会事務局 教育部参事	鴨志田	泰	君	教育委員会事務局 教育部参事兼 教育企画課長	菊池	浩康	君
教育委員会事務局 教育部技監兼 学校施設課長	和田	英嗣	君	教育委員会事務局 教育部参事兼 歴史文化財課長	小川	邦明	君
教育委員会事務局 教育部参事兼 中央図書館長	林	栄一	君	総合教育研究所長	瀧	健一	君
学校管理課長	山田	規生	君	学校保健給食課長	相沢	秀幸	君
生涯学習課長	湯澤	康一	君	教育研究課長	安田	理恵	君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱島	卓也	君	書記	檜原	和則	君
--------	----	----	---	----	----	----	---

午前10時 0分 開議

○後藤委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○後藤委員長 それでは、これより議事に入ります。

川又委員。

○マーサー川又委員 川又です。

8月10日、前回の委員会において、私の質問途中となりました発言について取消しをお願いしたく、委員長の取り計らいをお願いいたします。

○後藤委員長 前回の委員会の平須町の事件のことでよろしいでしょうか。

○マーサー川又委員 はい、そうです。

○後藤委員長 お諮りいたします。マーサー委員から、先ほど8月10日の委員会の件につきまして、その発言について取り消したいと申出がございます。この取消しを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、マーサー委員からの発言取消し申出を許可することに決しました。

初めに、陳情審査を行います。

令和5年陳情第9号 小学校の学校給食費無償化を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして御意見等がございましたら、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 この小学校給食費無償化の陳情、私は採決を求めます。

私の初めての議会質問は、小学校の給食費無償化です。そして、選挙の公約にも掲げました。

新日本婦人の会からの陳情が、1,200筆もの署名を添えて提出されています。この願いをぜひともかなえてほしいと。給食費無償化になれば、若い世代に選ばれる安心して子育てしやすい水戸市になり、税収も増えると。そして、給食費無償化は全国的な流れ。経済的な問題ですが、小学校の保護者は一般的に年齢も若く、中学校の保護者に比べると、所得が少ない方もいらっしゃいます。また、小学校は6年間あるので、一つの家庭で子供が同時に2人や3人小学校に通っているケースも多く、そうなると、さらに経済的な負担が大きくなります。

現在子どもの7人に1人が貧困と言われています。これは保護者の経済状態が大変に厳しいと、教育費の中でも給食費、これを無償にすることは、子育て支援の核としてとても大きく、子どもたちの健全な発達に貢献すると、少子化、子どもの貧困問題への財政支援にもつながります。

県内でも、そして全国でも学校給食費の無償化の流れは加速しています。ぜひ子育て支援に力を入れている水戸市は、中学校に続いて小学校の学校給食費の無償化を実現してほしいと、私は採決を求めます。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 継続との意見もございましたが、皆さん、いかがでしょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 では、今回は継続審査といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ありますか。

〔「続けて」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 今回は継続ということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、ただいま継続審査とすることにしたしました陳情につきましては、当委員会より議長に対しまして、閉会中継続審査の申出を行うこととなりますので、御了承願います。

以上で、令和5年陳情第9号についての審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は3件でございますが、いずれも第3回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承を願います。

初めに、1の水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置に関することについて、執行部から説明願います。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 おはようございます。

水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置に関することにつきまして、幼児保育課提出の資料により御説明いたします。

令和元年度に市立幼稚園の園児数の減少等に対応するため、水戸市立幼稚園の再編方針を作成し、計画的に進めてまいりました。見川幼稚園につきましては、再編方針において、園児数等の推移を注視することとしておりましたが、令和4年度に今後の園児数の増加を見込めないことから、令和5年度末で廃止の方向性を決定しているところです。

資料1の改正理由でございますが、来年度、在園児がいない市立見川幼稚園について廃止するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、2枚目の新旧対照表を御覧ください。

別表第3中、水戸市立見川幼稚園の項目を削除するものでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、3の施行期日は令和6年4月1日といたします。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、(2)の水戸市旅館業法施行に関することについて、執行部から説明を願います。

前田技監保健衛生課長。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 それでは、水戸市旅館業法施行に関することにつきまして、保健衛生課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由でございますが、令和5年6月14日に旅館業法が改正され、事業譲渡による旅館

業の許可を受けた地位の承継に関する事項が新たに規定されたことに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容でございますが、まず、1でございますが、事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認において、当該承認の申請に係る施設の設置による影響を考慮する社会教育に関する施設及び当該設置に係る意見を求める者を定めるものでございます。

お手元の資料7ページ、2の水戸市旅館業法施行条例、現行条例の抜粋でございますけれども、御覧ください。

まず、旅館業等の施設の設置による影響を考慮する社会教育に関する施設につきましては、旅館業法第3条第3項第3号により条例で定める施設として、第4条の（指定施設）で規定するところで、(1)で図書館、(2)で博物館等、(3)で青少年研修施設等を定め、旅館業の新規の許可申請のほか、括弧内自治体の法第3条の2第2項の法人の合併、分割及び法第3条の3第3項の相続の規定についての地位の承継の承認においても当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないか、申請に係る旅館等施設の設置の影響を審査しているところでございます。

新たに規定されました事業譲渡する場合についても、地位の承継の承認に当たり図書館、博物館等、青少年研修施設等の社会教育施設等に対する影響を考慮する施設として定めるものでございます。

次に、設置に係る意見を求める者についてでございますけれども、条例第5条（許可について意見を求める者）で社会教育施設等の施設の譲渡を定め、社会教育施設等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内の旅館等につき許可や、地位の承継の承認をする場合において、あらかじめその旅館等の設置によって、社会教育施設等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求めておりますが、事業譲渡する場合についても、これらを同様に定めるものでございます。

8ページでございます。一番最後。

〔発言する者あり〕

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 ちょっと今資料を確認させていただきます。

設置に係る意見を求めることについてでございますけれども、資料の8ページ、条例第5条（許可について意見を求める者）で社会教育施設等の施設の譲渡を定め、社会教育施設等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内の旅館等につき、地位の承継の承認をする場合において、あらかじめその旅館等の設置によって、社会教育施設等の清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて意見を求めておりますが、事業譲渡する場合についてもこれらを同様に定めるものでございます。

次に、最初の資料1ページに戻っていただきまして、主な改正内容の(2)でございますが、事業譲渡による旅館業の許可を受けた地位の承継の承認に係る申請手数料を法人の合併、分割及び相続と同額の1件につき7,500円とするものと定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日からとするものでございます。

参考資料としまして、3ページに新旧対照表、それから5ページに水戸市旅館業法施行条例の一部を改正する条例、参照条文としまして、改正旅館業の抜粋、それから7ページ以降に現行条例抜粋を添付しており

ますので、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 次に、(3)の水戸市立石川小学校長寿命化改良工事について、執行部から説明をお願いします。

和田技監兼学校施設課長。

○和田教育委員会事務局教育部技監兼学校施設課長 それでは、水戸市立石川小学校長寿命化改良工事につきまして、お手元に配付してございます学校施設課提出資料で御説明をいたします。

初めに、1の水戸市立石川小学校長寿命化改良工事についてでございます。

(1)の工事名につきましては、水戸市立石川小学校長寿命化改良工事、(2)の工事場所につきましては、水戸市石川4丁目、(3)の工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積5,602平方メートルの校舎を整備対象といたしまして、鉄筋コンクリート外壁の中性化対策、屋上の防水改修、建具、内装の改修、多目的トイレ、エレベーターの設置を行います。

(4)の請負予定金額は9億7,218万円、(5)の仮契約者につきましては、鈴木良・東・KUNO特定建設工事共同企業体、代表者は水戸市緑町1丁目1番4号、株式会社鈴木良工務店、代表取締役、鈴木勝彦でございます。

構成員は、代表者のほか水戸市河和田町2996番地の9、東建設株式会社、代表取締役、小口辰也及び水戸市姫子2丁目162番地の1、株式会社KUNO、代表取締役、久野寛光でございます。

構成員の出資比率につきましては、代表者の株式会社鈴木良工務店が50%、構成員の東建設株式会社が25%、株式会社KUNOが25%となっております。

ページを返していただきまして、2ページを御覧ください。

2の水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備工事についてでございます。

(1)の工事名につきましては、水戸市立石川小学校長寿命化改良電気設備工事、(3)の工事概要につきましては、同校舎を対象といたしまして、照明器具や放送設備等電気設備の更新改修を行います。

(4)の請負予定金額につきましては、1億8,480万円。(5)の仮契約者につきましては、石川・アコオ特定建設工事共同企業体、代表者は水戸市松が丘2丁目5番36号、石川電機株式会社、代表取締役、石川英子でございます。

構成員は、代表者のほか水戸市谷津町細田1番12、株式会社アコオ、代表取締役、宇都宮浩でございます。

構成員の出資比率につきましては、代表者の石川電機株式会社が70%、構成員の株式会社アコオが30%となっております。

次に、3の水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備（給排水）工事についてでございます。

(1)の工事名につきましては、水戸市立石川小学校長寿命化改良機械設備（給排水）工事、(3)の工事概要につきましては、同校舎を対象といたしまして、給排水設備の更新やトイレの改修を行います。

(4)請負予定金額につきましては、1億9,613万円、(5)の仮契約者につきましては、菊地・小河原特定建設工事共同企業体、代表者は水戸市立石川4丁目4030番地の11、菊地設備工業株式会社、代表取締役、富田孝でございます。

構成員は、代表者のほか、水戸市青柳町900番地の5、小河原設備工業株式会社、代表取締役、穂本裕介でございます。

構成員の出資比率につきましては、代表者の菊地設備工業株式会社が70%、構成員の小河原設備工業株式会社が30%となっております。

次に、4の添付資料といたしまして、3ページ以降に図面を添付しております。

初めに、配置図でございますが、斜線で塗り潰した部分でお示ししている校舎2棟が今回の工事対象でございます。その南側、グラウンドの一部に本工事に伴い設置いたしました仮設校舎がございまして、主に学校敷地の北側を工事エリア、南側を学校の運営エリアとして区分しております。

工事車両の動線につきましては、国道50号に面した敷地南側の正門を使用するため、児童や職員、来客等の動線と重複することがございます。登下校の時間帯や工事車両の進入時間など、学校と十分協議を行いながら作業を進めてまいりたいと考えております。

ページを返していただきまして、4ページから6ページ、こちらにつきましては、1階から3階の平面図でございます。各ページ上段が現況、下段が改修後をお示ししております。

本工事におきましては、長寿命化改良事業で実施している工事のほか、普通教室、特別教室などの位置の変更やエレベーター、多目的トイレの設置などを実施いたします。

ページを返していただきまして、7ページから8ページ、こちらにつきましては、各棟の立面図でございます。

9ページから11ページに各工事の一般競争入札調書を添付しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

工事に際しましては、児童の安全を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○後藤委員長 以上で、第3回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際御報告いたします。一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

〔傍聴人入室〕

○後藤委員長 この際、委員より資料請求がございましたら、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

鴨志田教育部参事。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 それでは、市立中学校における令和4年度卒業生の「入学志願者調査書」の誤記について御説明させていただきます。

別紙の資料を御覧ください。

本件につきましては、8月17日に議員の皆様には御報告させていただいたところでございますが、改めて御説明させていただきます。

令和5年8月3日に、水戸市立中学校において、令和4年度卒業生1名の高等学校の「入学志願者調査書」の評定に誤記があったことが判明いたしました。

なお、入学者選抜に係る合否判定には影響はございませんでした。

また、今回の誤記の判明を受け、全ての水戸市立中学校における令和4年度卒業生全員の県立と私立の「入学志願者調査書」の保存データを確認いたしましたところ、ほかに誤記は確認されませんでした。

当該生徒の保護者に学校長をはじめとする関係教職員及び教育委員会事務局職員で既に説明と謝罪をさせていただき、御理解をいただいております。保護者からは、一切公表はしないでほしいという要望がありました。しかしながら、教育委員会としては、重大な事案として捉え、説明することについて何とか御理解をいただいたところです。その際、やむを得ず公表するのであれば、学校名と個人名は公表しないでほしいとの強い要望がございました。

初めに、1の概要でございます。令和5年7月に、当該中学校において、他の令和4年度卒業生から短期留学に使用するために申請のあった成績証明書を交付する際、保護者からの御指摘により、評定の誤記が判明したことから、念のため市教育委員会において、高等学校の入学試験出願時に中学校3年間の学習や生活の記録を記載し、中学校から高等学校に提出しております「入学志願者調査書」につきましても、当該中学校の令和4年度卒業生全員の保存データを確認いたしましたところ、当該生徒の評定に誤記があり、そのまま高等学校1校に提出していた可能性がございます。

そのため、令和5年8月3日に、当該高等学校に対し訂正した「入学志願者調査書」を再提出の上、評定の記載内容を確認いただいたところ、1つの教科の評定において、本来の評定より1つ低い評定を記載していたことが判明いたしました。また、誤記が判明したため、当該高等学校において改めて入学者選抜についての再判定を行っていただいたところ、合否に変更がないことを確認しております。

なお、当該中学校は合格発表の4日前に「あゆみ」を配布した際、同様の誤記があったため、「あゆみ」を訂正し、当該生徒に配布しておりました。また、「あゆみ」と調査書が連動していることから、高等学校に提出した「入学志願者調査書」に誤記の可能性があったことを認識していたにもかかわらず、時期的に訂正は難しいと判断し、市教育委員会等への報告を怠っていたことも判明いたしました。

次に、2の再発防止策でございますが、本事業につきましては、複数の教職員による確認作業を行っていたにもかかわらず、その確認が十分でなかったことが要因であり、教職員の意識不足により発生したものであると考えております。そのため、まずは何より教職員一人一人が誤記があるという強い意識を持って確認をすることが必要でありますことから、今年度の入試事務前までに新たに水戸市立中学校共通のマニュアルを作成するとともに、教育委員会主催の進路指導主事研修会に学校の管理職も参加させるなど、チェック体制の強化とあわせて、学校の管理職や進路指導事務に携わる教職員の意識改革を図り、適正な事務処理を徹底してまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

○後藤委員長 内容について何か御質問等がございましたら、発言を願います。

なお、学校名については、先ほど説明がございましたように、生徒個人の特定につながるおそれがあるため、保護者の強い意向により非公開となっております。御了承いただいた上、生徒の個人情報もでございますので、それらに十分御留意の上、発言をいただきますようお願いいたします。

黒木委員。

○黒木委員 ちょっと確認させていただきたいんですが、今回、当該生徒さんの御家庭からの問合せがあつて判明したということで、今御説明いただきました当該中学校の令和4年度の卒業生全員の「入学志願者調査書」をチェックされたということで説明をいただきました。

ちょっとひとつ気になるのは、水戸市全体として見たときに、じゃ、水戸市のほかの中学校ではなかったんですかということは素朴な疑問としてありまして、今回再発防止策ということで、教育委員会のほうで図られるということでありましたけれども、そういう部分というのはどうのお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○後藤委員長 水戸市全体の中学校に関する質問。今回起こったほかの学校のことについてもですね。

黒木委員。

○黒木委員 今回のこの中学校を、1つの中学校を調査したということでよろしいんですか。水戸市全体を調査したということではない。

○後藤委員長 鴨志田参事。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 ただいまの委員の御質問にお答えします。

当該校は調査をしました。もちろん市内全校についても調査をしたところでございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 では、水戸市内の中学校全部を調査して、ほかには一切なかったと。このお一人だけだったということですね。分かりました。

それで、再発防止策なんですけれども、今回こういう形でミスが見つかったということだったんですが、もうちょっと具体的に、どういう形でこの意識改革をまずは図られたのか。中学生にとって高校入学というのは、本当に大きな人生の岐路の一つでありますので、非常にこの情報、私もお聞きしてショックでありました。今回令和4年度ということでしたけれども、じゃ、令和3年度、令和2年度、過去はどうだったのかということをお考えますと、非常につらい思いがあります。今後どういう形で、もうちょっと具体的に再発防止策をお聞きしたいと思います。

○後藤委員長 再発防止策について、もう一度詳しく説明をお願いしたいと思います。

瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

市としても大変大きなことだというふうに認識をしております、もう二度とあつてはいけないという認識しております。

再発防止策につきましては、まず臨時の校長会におきまして学校長を組織とする作成委員会でこの調査書というのは作るものですから、まずは学校長の意識を高めるということで、臨時の学校長会を行ったところでございます。ただそれだけでは不十分ですので、まずは現在市を中心とした再発防止に関わるマニュアルの作成、そして、そのマニュアルを使って進路指導主事も集めまして研修会を行います。ただ、進路指導主事だけではやはり意識の高揚は図れませんので、その際、今までは行っていなかったんですけれども、学校の管理職も一緒に同行させ、子どもたちの人生に関わることであるということをしつかりと伝えながら、マニュアルをきちんと活用し、二度とこのようなことが起きないように方法を取ってほしいということで指導

してまいります。

ただそれだけでも難しい部分もございますので、チェック表等を活用しながら、人的ミスも減らしていこうということで、今準備をしているところでございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 今御説明いただきました校長先生、また進路指導の先生、管理職の先生ということでありましたけれども、また、これ、年度が替わると異動がありますので、引き続きしっかりとこういう再発防止、起きないためにマニュアルも作っていただいて、尽力していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員長 志田教育長。

○志田教育長 このたびあってはならないことが起こってしまったということで、該当の生徒さんと保護者の方に大変申し訳なかったということでおわびを申し上げたいと思います。

また、ほかの該当以外の子どもさんたちと保護者に対して心配と不安を与えたことにつきましても、重ね重ねおわびを申し上げたいと思います。

それと、市民の皆様にも非常に迷惑をかけたと思っております。

今の対応策なんですけれども、まず間違っただけについては、これは入試制度ですから、もう入試の根幹を揺るがす大変な問題であって、まずこれが1点目で駄目だと。

2点目に、問題が気がついたときに、学校から一切報告がなかった。これはまた非常に大きな問題である。私、日頃からまず事件、事故、不祥事、この悪いことについてはすぐ気がついた時点で報告してくださいということはあらゆる場面で言ってきました。いいことについては少し遅れてもいい、ただ、それが浸透していなくて、非常に残念で悔しい思いであります。

その2点で、まず、1点目のまず誤りをなくすということなんですけれども、今対応策の話がありましたけれども、私は一番欠けていたのは、校長を含めてですけれども、教員一人一人の認識不足だということでございます。何回かチェックしているんです。複数人以上でチェックをしています。それでも起こり得た。これは間違っていないと思ってチェックしているから、こういうミスが起こったんだと。チェックですから、間違えがあるだろうという認識の下でチェックをしてもらわなきゃならないということです。

あとは、もうこのことについて非常に全体的に迷惑かけてしまったということです。不信感を持たせてしまったということについても、本当におわびを申し上げたいと思っております。

意識の改革については、毎年、毎年入試が始まる前に、事務手続をやる前に、皆さんを集めて、このことについて毎回、毎回まず意識づけとしてこういう事件が起きたというのを10年、20年先もずっとやり続けていきます。まず、入試の事務手続を始める前に、こういうことがあったんだと、ニュースリリースしたものを毎年、毎年これをやり続けます。意識をまず持って、緊張感を持って、入試制度についてはちゃんとやっていただきたいということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 連日大変お疲れさまでございます。

教育長から御説明がありまして、その後大変恐縮なんですけれども、私としてもやはり合否判定に影響はなかったということではあります、1つ低い評定となってしまったというところで、これ、万が一合否に影響があったら場合、もう高校に入学してしまっているわけですから、これは大変な事態だったなどというふうに思っております。

また、学校現場でもせっかく生徒の努力があるにもかかわらず、時期的に修正は難しいという理由でそのまま流れてしまったということも大変遺憾に思っております。

その中でひとつお伺いしたいんですけれども、学校の職員さんも本当に多岐に及ぶ業務の中で、その中で生徒のそういった成績も管理しつつ、様々な面で業務があるかと思うんですけれども、そういった中で少しでもこういった事故が起きないようにマニュアルを作成をするという御説明をいただきましたが、実際にこの市立中学校共通のマニュアルというのはどういうマニュアルなのか。これから作成をするかとは思いますが、お答えできる範囲でこういった内容になってくるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○後藤委員長 もう一度これから作成していくマニュアルについて、現在考えているところについてお話をしていただければと。

瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 ただいまの滑川委員からの御質問にお答えいたします。

現在マニュアルについては作成中ですので、細かいところまでは決まっておきませんが、現在調査書等を作る場合においては、C4t hというコンピューターソフトを使って作っております。ですから、まずは間違いのないような形にするのに、そのコンピューター上の手順についてということで、誰が操作をしても間違えないようにというような視覚的なマニュアルというものをまずは考えております。

ただ、それにのっかって作成をしたとしてもミスが出ますので、そこでチェック機能、どのようなチェックを働かせるのかということで作業の順序、そこで、どのタイミングで誰が、どのような形でチェックをするのかということも明記をしていきたいというふうに考えております。

細かいことについては、現在そういう形で進めているということでまだお示しはできませんが、人的ミスがないようにということで、きちんとチェック機能が働くように、そして、誰が見てもすぐにそのマニュアルどおりにやればミスがないように使えるという形でマニュアル作成をしていきたいというふうに考えております。

○後藤委員長 滑川委員。

○滑川委員 御答弁ありがとうございました。

確認ですが、システム改修ではなくて、システムの使い方についてのマニュアルを作るという認識でよろしいでしょうか。

○後藤委員長 瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えします。

今、委員からのお話のとおり、使い方のマニュアルという形で作成をしております。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 今に関連してお話ししたいんですけども、この間頂いたんですが、令和6年度国の予算に関する要望書ということで、水戸市から学校教育の充実に向けた支援ということで、今マニュアル作成というお話がありましたけれども、私も助産師として働いていたときに、たくさんのマニュアルがあって、そのマニュアルに沿ってやればミスはないということなんですけれども、まず基本的に人材の数が少ないということもあって、学校の教職員の方の負担が非常に大きくなってしまっているのではないかと、基本的な人材が不足している中でまたさらにマニュアルをとということになると、また大変な負担になってしまうのではないかなと思います。

学校教育の充実のに向けた支援、これを強力に推し進めていただきたいと同時に、人材確保に向けた支援が非常に大事だと思います。人材ということについて、何か考えがありますでしょうか。

○後藤委員長 マニュアル作成に当たる人材が少ないのではないかと、その人材確保についての考えですね。

○中庭委員 それと、教職員の先生の負担軽減のためにももう少し人材をやはり増やしたほうが良いと思います。

○後藤委員長 今回の事件においてはマニュアル作成にも人材が必要だということで、それについてどういうふうに考えているかということについて。現在考えているところについてだけで……。

瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

マニュアル作成につきましては、各学校で作るのではなく、水戸市教育委員会として作成をいたしますので、各学校に御負担をかけることはないかというふうに思っております。

○中庭委員 それを実施するのが大変なのではないかと思うんですが。

○後藤委員長 この際、報告いたします。本日一般傍聴人がまた1名追加でお見えになりますので、よろしくお願ひします。

[傍聴人入室]

○後藤委員長 瀧総合教育研究所長。

○瀧総合教育研究所長 大変失礼いたしました。

マニュアルを使いながらの作業が大変になってしまうかという御質問ですが、基本的に各学校とも今まで似たような形で手順を確認しながら、調査書等の作成をしておりました。それをより分かりやすくミスのないようということでのマニュアルですので、それを見ながら、調査書を作成することに関して学校側で大きな負担になるというものではございません。

○後藤委員長 そのほかございませんか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 まず御報告のほうをありがとうございます。

先ほどの志田教育長さんのほうからもお話がありましたように、やっぱり事件、事故につながる案件、これは速やかに必ず委員会のほうに報告されるように、上がってくるというシステムをやはりこれからもぜひひつুক্তっていただきたい。でないと、全ての対応が後手後手に、回ってしまいますので、そういう部分で

まず一つ意識改革が必要かなということを今お話を聞いて感じましたので、ぜひぜひお願いします。

もちろん私も同業でこれらの入試事務に携わってきましたので、そういう中で、やっぱり人的ミスを防ぐには方法は2つしかないと思います。1つは、システム改善、そしてもう一つは意識改善、この2つですね。

システム改善については、先ほどC4t hというもちろんソフトを使っていたのは結構なんですが、それが一々全部手打ちで数字を写すようになれば、必ずそこでミスは起こりますから、だったらば、例えば指導要録、それから調査書、そして成績表、「あゆみ」ですね、そちらのほうは全てリンクして同じ数字が打ち込まれるというようなタイプのをまず作成されたいかがかなというふうには思います。

ただ、それでも数字を打ちこむ段階で間違えしまったならば、全てが間違っているということになってしまいますから、そこはもう意識改革で複数の目で、これまでもやってきたのは重々分かりますが、それでもこういうことが起こるわけですから、十分ということは決してありませんから、複数の目でしっかりと組織として対応していくということですね。そういった意識づけを今後全学校のほうには周知していただきたいというふうに思います。

そして、マニュアルを作ったから、マニュアルどおりにやればそれで問題がないかという、決してそうではない。マニュアルを作っても、それをどれだけきちんと踏襲できるか。そして、そのマニュアルどおりにやってもミスというのは多分起こり得ると思いますから、やはりそのところはマニュアルに頼るのではなくて、実際にその学校の進路チーム、そちらのほうは責任を持って一人一人の意識と、そして、もちろんシステム的な利便性と両方を兼ね備えた形でしっかりとミスが出ないという、そういったことを全学校が確認していきながら進めていくべきかなと思いますので、ぜひ年度当初、進路指導主事、それから3年の主任とか、あと管理職も含めて、集めて意識改革を図る。そして、実際の入試事務に係る2学期後半になったときに、またそこで意識改革を図っていく。再三、再四にわたってやっていくということが必要だと思いますから、そういったことも含めてぜひこれから教育委員会からの各学校への通知、通達の中でそういったことも計画立ててお知らせいただきたいというふうに思います。

○後藤委員長 要望でよろしいですか。

○鬼澤委員 要望です。

○後藤委員長 そのほかございますか。

〔「委員長、番外」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 この際、お諮りいたします。

本件につきまして、袴塚議員から委員外議員として発言したい旨の申出がありますが、発言を許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議なしと認め、発言を許可することに決定いたしました。

袴塚議員。

○袴塚議員 文教福祉委員の皆様から心から感謝を申し上げながら、質問をさせていただきたい。

この概要版によりますと、ほかの令和4年度の卒業生から申請があったということで、当該生徒ではなく、ほかの生徒から申請があつて見たらば、間違えちゃったのが見つかったということですね。

そうすると、これ、何でこの生徒だけを、普通は一般的に考えれば、申請のあった生徒、卒業生の成績証を出すんだから、ほかの生徒は普通見ないよね。見るとしたらば、もともと間違いが幾つかあって、この1件だけではなくて、数があったんだけど、そこは修正してあったんだけど、また間違えちゃっていると思うから、ちょっと点検しようかなと思ったらば、こうなっちゃったということなのではないのですか。

だから、もともと1件だけではなくて、複数の間違いがあって、というのは先ほど鬼澤委員さんがおっしゃったように、やっぱりこれというのは写しているんで、1か所だけ間違っちゃうなんてことはあり得ない、普通は。だから、幾つか間違えがありました。で、そういうことがあったんで、成績表を求められたから、もう一回点検して間違いなく出さなくちゃならないなと思って見たらば、再度また見つかったと、こういうふうなことではないんですか。これ、ほかのというと2件あったことになっている。この文でいくと2件ある、少なくとも。

○後藤委員長 まず最初にその事件が発覚したということ、説明のところですよ。

じゃ、詳しく、個人情報が出ないようなどころまででよろしくをお願いします。

鴨志田教育部参事。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 ただいまの袴塚議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初に成績証明書の申請がありまして、そこで複数名の生徒の間違いが発覚いたしました。そういう事実を基に、学校に残っているデータが間違っているということですので、念のためにほかの成績のデータも調べたということになります。

○後藤委員長 袴塚議員。

○袴塚議員 だから、そうすると、逆に言うと、やっぱりこの話というのはもっと早く解決していれば、こういうふうなことにはならないんだよね。気づいたときに、要するに合否発表のいつの時点で気づいたのか、僕は分からないけれども、少なくとも数日前にはこの情報に気づいていたというのは分かっているはずだと思うんです、学校では。

そうすると、普通、学校の先生は自分の育てた子どもだから、少しでもいい環境で合否をさせてあげたいという思いがあれば、急遽当該志望校に連絡をして、こういうふうな間違いがあつてしまつて大変申し訳ないと、この生徒の成績表は実はこうでしたということを、少なくとも校長さんが頭を下げて、その生徒のために動いてあげる、このことがやっぱり僕は子どもを育てるといふ先生の聖職たるゆえんだと思うんです。

そこが今回抜けてしまったということは、やっぱり学校としての危機管理能力に非常にやっぱり今問題がある。校長さんのレベルの格差があまりにもあり過ぎる。一生懸命志田教育長さんが力を入れて、校長先生方の能力の平準化を図ったり、いろんなことはやっているのは分かるんだけど、しかし残念ながら、個人の能力というのはやっぱり格差があるんですよ。

そういうときに、間違いはしょうがない。しょうがないけれども、なぜ合否発表の前に動かなかつたのか。そして、合否発表の前にこの親御さんに、こういうことがあつて大変申し訳なかつた、この学校については私どものほうで校長が行つて、きちんと説明してあります。成績には、今回の合否にはこの成績表が響くというようなことがないような手はずはとつてありますので、申し訳ありませんでしたと、こういう気持ちが

僕は学校の対応として欲しかったなど。そして、このマニュアルの話が出ているけれども、こういうものというものは、マニュアルってもうとっくになきゃおかしいよね。今頃マニュアルを作っているようでは遅い。

子どもの将来を考えたらば、先生方は、大変申し訳ないけれども、我々も含めて、やっぱり間違っちゃいけないんですよ、子どものために。子どもはこれから未来がある。俺はもう未来がないけれども、でも、子どもは未来がある。だから、その未来を潰すようなことが学校の先生の手によって行われるということになれば、それは非常にやっぱり問題がある。

こういうことを先生方が、教育長をはじめ、学校長会も、学校長会なんか言ったって聞くわけないから、申し訳ないけれども。だから、何度も何度も反復運動を繰り返して、子どもさん方に教えるように、学校長の先生方にも何度も何度も反復して、そういう間違いがないのか、あるのか、あったとすれば、どういうふうな動き方をするのか。

僕は、できれば今回すぐ動いてあげる。そして、合否が分かってから謝りに来られても……。僕はこの親御さんはすばらしいと思いますよ、納得したんだもの。僕だったら納得しない、ふざけるな、あんたのところで間違ったから、うちの子どもが落ちちゃったんじゃないの、合格したんじゃないの。そういうことになっちゃうんだよ。

だから、やっぱり皆さん方の仕事というのは、ただ単に人を教えるということじゃなくて、人間形成を含めて、やっぱり子どもを育てる、子育てをする、こういう大きな仕事なんで、しっかりこの教訓を基に間違ったらば、全て見直す、全校が。そのぐらいの気持ちでやってもらわないと、子どもたちはこれから輝けない。答弁は結構ですから、もう志田教育長がしっかり答弁しているんで、ぜひそのとおりにやっていただければいいと思いますんで、しっかりそういうことを心がけて、以後こういう間違いがないようにしっかりやっていただきたいと。

すみません、番外でありがとうございました。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

マーサー委員。

○マーサー川又委員 これ、質問というよりもちょっと私今回初めてこの概要を見てですので、お願いなんですけれども、これ、正直言って皆さん全員推測でやり取りしていると思うんですよ。ですから、もしこういったことがあったら、ちょっと事前にいろいろ教えていただけると、ちゃんとした質問ができるかなと思いますので、そういったお願いです。

以上です。

○後藤委員長 ファクスは皆様のところにお送りしているのですが、御覧になりましたか。

○マーサー川又委員 概要の中身、ここじゃなくて、真たる部分というのをちょっと事前に説明していただけるとありがたかったかなという、そこです。

内容は分かっています。

○後藤委員長 ほかにないようですので、この件について完了いたします。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言願います。

黒木委員。

○黒木委員 すみません、令和5年度水戸市子育て世帯生活支援特別給付金について確認させていただきます。

専決で予算処分されまして、もう既に実施に入っておりますけれども、食費等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するための給付金の支給、児童1人につき5万円の給付でありますけれども、この実施状況について伺いたいと思います。

まず、2通りの方が対象になっておりますけれども、最初、令和4年度の水戸市子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた方に関しましては、既に5月31日に支給されているというふうに説明をいただいております。この状況、間違いなく終わっているのかということと、もう一点のほうは支給対象が令和5年度分の住民税均等割が非課税である方、また、令和5年1月以降物価高騰を受けて、家計が急変して住民税が非課税にある方と同様の状況にある方ということで、この方たちはもう申請していただかないと、この給付は受けられないということですが、現在どのような事務作業、手続、進行されているか、状況をお聞きしたいと思います。

○後藤委員長 子育て世帯生活支援特別給付金について、2通りの方法があって、現状どういうふうになっているかという質問ですが。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

5月31日までのプッシュ型で支給する方につきましては、5,577人の方に口座のほうに振込をさせていただいております。そのほか、公的年金等の受給者であったり、家計急変であったり、あとは非課税世帯であったり、申請が必要な方につきましては、8月1日時点で150人の振込が済んでおりまして、全体で見込みに対しましては、約9割の方に支給が済んでございます。引き続き現在も申請がございまして、その方に対しまして支給のほうをまいります。

以上でございます。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 ありがとうございます。

9割の見込みの方ということでありましたけれども、今年の、令和5年1月以降に家計が急変した方ということで、ホームページのほうには申請書がダウンロードできるようにはなっておりますけれども、しっかりと、今やっぱり物価高騰を受けて非常に家計急変している方、私のもとにも相談いただく方がいらっしゃいます。どうか、そういう方が漏れなく子どもさん1人当たり5万円と、非常に大きな金額になりますので、しっかりと給付できるように、いろんな形でこの情報を市民の方に伝えていただくという作業を行っていただきたいと思うんですが、どのような状況でしょうか。

○後藤委員長 深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 こちらの情報発信につきましては、水戸市のLINE等を使いまして、再度情報提供をさせていただきます。今後何回かに分けて、そういった形でSNS等を使いまして、情報発信してまいりたいと考えております。

○後藤委員長 黒木委員。

○黒木委員 申請受付期間が令和6年2月29日ということでお伺いしていますので、まだ日にちがありますのでLINE、いろんな形での情報発信を続けていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 熱中症対策についてお聞きしたいと思います。連日の猛暑が続いている中で、エアコンがない御家庭もあつたりするんですけども、エアコンがあつても壊れてしまっているという方もいて、水戸市では熱中症で搬送された方も6月、7月と138件などありますが、昨年同時期よりも増加しているという状況です。実際県内で熱中症で亡くなられた方もいます。先月も質問させていただいたんですが、啓発だけではなく、もっと一歩進んだ対策をお願いしたいなと思っているんですけども、鉾田市では低所得者向けのエアコンの設置補助5万円が始まっていますが、ぜひ水戸市でも取り組んでほしいと思っています。この取り組む考えはないのか、考えを聞かせてください。

○後藤委員長 熱中症対策について。

國井生活福祉課長。

○國井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

生活保護受給者の話になってしまいますけれども、生活保護世帯におけるエアコンの購入費用に関する取扱いにつきましては、特別な事情がある場合を除いて、従前のおり、毎月の保護費のやりくりによって、計画的に購入するか、社会福祉協議会の生活福祉基金の貸付けを活用することも可能ということになっております。

エアコンのない世帯につきましては、これまで同様、家計管理の助言指導、また、貸付制度についての周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。またあわせて、委員からお話がありましたとおり、この先も暑い日がしばらくは続くという予報もありますので、熱中症に対する注意喚起につきましても引き続き丁寧に行つてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 貸付けというお話もありましたが、借りたら返さなくてはいけないと。年金生活者、生活保護世帯などの低所得者にはとても手が出せない、元から借りることができないというお話も聞いています。以前とは暑さのレベルが変わつてきて、熱中症弱者である、高齢者には、あとは生活保護世帯、苦しい家庭には命に関わる事態ということで、もう一歩進んだ対策をお願いしたいということです。

日本共産党水戸市議団でも9月委員会に提出する意見書にも記載する予定ではあるんですけども、国に夏季加算を強く求めるということでもあり、ぜひ水戸市も令和6年度国の予算に関する要望書の中にも夏季加算のほうを入れていただきたいと思いますと思っています。

あと水戸市独自でも生活困窮世帯に対し、夏の電気代の補助も継続してほしいと思っています。

○後藤委員長 要望でよろしいですか。

○中庭委員 はい。

○後藤委員長 そのほかございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 コロナワクチン、令和6年春開始接種についてお聞きしたいんですけども、秋から、9月から令和5年秋開始接種が始まりますが、公費特例臨時接種、自己負担がないということなんですけれども、令和6年度春開始接種からもしかして自己負担があるのではないかとということで、私のほうにも質問が市民の方から来ました。コロナワクチンの接種を希望していても、自己負担がかかるので、ワクチンを受けたくても受けられない人が出てしまうのではないかと。現在、感染者数も32週では13.6、33週、お盆の時期ではありますが、24.5ということで、定点観測を始めてから約1.3倍に増加しています。明らかに感染者数が右肩上がりということで、私たちの周囲でもコロナに感染したという方がたくさん増えていきます。65歳以上でのコロナ感染による死亡率はとて高く、この定点観測値が上がっている中で、この状況をどのように考えていらっしゃるのか。また、具体的な対策などあれば、教えていただきたいと思います。

○後藤委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず、新型コロナワクチン接種につきましては、先日国のほうで令和5年秋開始接種の方針が決まりました、9月20日以降に追加接種ができる、希望する全ての方にXBB対応ワクチンの接種を開始することとなりました。

今現在の水戸市の状況としましては、接種協力医療機関等の調整をしております、接種の開始日や接種券の発送日、こちらは決まり次第、後ほど皆様にお知らせさせていただきたいと思います。

費用につきましては、令和5年秋開始接種は無料ということで、国費のほうでやらせていただくという形になってございます。効果があるワクチンでございますので、ぜひとも皆さんに接種を積極的に行っていただきたいということで、周知のほうを徹底してまいりたいと考えておるところでございます。

また、コロナの感染状況につきましては、5類となりまして、5月から定点報告となって以降最大の感染者数の報告があったというところですが、昨日、茨城県の報告でも5月以降最大という形になっております。ただ5類ということで、特別に何か行政での対応というのはなかなか難しいところですが、市としましては、まずこういった感染状況で今あるんですよという周知や、あと感染対策、例えば手指消毒やマスクといった基本的な感染対策や、あと体調が悪いときには外出を控えていただきたいというようなお願い、こういったところの周知やお願いの徹底を「広報みと」はもちろんのこと、ホームページや各種SNSを使いながら、丁寧に発信していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中庭委員 もう一つ、令和6年のそのワクチンの概要についてはまだ出てきていないとは思うんですけども、分かる範囲でお願いします。

○後藤委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 令和6年度以降の接種につきましては、国のほうで検討を開始するということが決定

したというところが今の現状でございます。今年中には何かしらの方針を示すスケジュール感で国のほうで検討が、今から開始するということでございますので、情報を注視しながら、また分かり次第、皆様に丁寧に情報を伝えさせていただければと考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 中庭委員。

○中庭委員 タクシー助成券についてもお聞きしたいんですけども、継続するかどうか。

○後藤委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

令和5年秋開始接種につきましては、タクシー助成券の助成についても継続してやらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 先ほどの学校のその危機管理等にもつながっていく部分なんですけど、私が得た情報では、各学校にスクールサポートスタッフ、これは通常の雑務等をやるスタッフではなくて、一番仕事量の多いと言われている教頭をサポートするスタッフとして、国、県、多分市町村あわせて予算を取ってと、もちろん国もその予算づけをしてという形で配置されるというような情報を得たんですが、こういった情報について、教育委員会のほうに通知、通達等で何か情報が入っていれば教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○後藤委員長 鴨志田教育部参事。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今のところ、県のほうから具体的な数字のほうは受けておりませんので、今後届き次第、対応を考えていきたいと思っております。

○後藤委員長 鬼澤委員。

○鬼澤委員 教頭をサポートするスタッフを配置するというような話も全然委員会には届いていないですか。分かりました。

じゃ、もしそういう運びになってきたときには、それでなくても今非常勤も含めて教員を確保するのが難しいので、仮にそういった形で教頭をサポートするようなスタッフを各学校に配置できるというような段取りが取れるようになりまして、ぜひそのところは計画的に、たればな話で申し訳ないんですが、計画的にその人材を確保していくということをぜひ念頭に置いて、今後注視していただけたらと思います。お願いです。

以上です。

○後藤委員長 そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時 8分 散会